（書類の経由）

第十四条　第六条第一項及び第九条第一項の申出又は第十二条の提出は、当該申出又は提出をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

（添付書類の省略）

第十五条　この府令の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、内閣総理大臣は、特別な事由があると認めたときは、添付すべき書類を省略させることができる。

（郵送等による請求書の提出の日）

第十六条　法第六条第一項（法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした通知その他の行為は、この府令の施行後は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした通知その他の行為とみなす。

3　この府令の施行の際現に旧規則の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている申出その他の行為は、この府令の施行後は、新規則の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた申出その他の行為とみなす。

○内閣府令第百十五号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十六第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七十一条の十六第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七十一条の十五第一項第一号に規定する徴収事務に関する事項

二　その他社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務（法第七十一条の十五第一項に規定する支援納付金関係業務をいう。）に関し必要な事項

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第百十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十九第二項及び第三項並びに第七十七条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令

（経理原則）

第一条　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七十一条の十五第一項に規定する支援納付金関係業務（以下「支援納付金関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第二条　法第七十一条の十七の特別の会計（以下「子ども・子育て支援納付金特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

2　支払基金は、子ども・子育て支援納付金特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。

一　法第七十一条の二第五項に規定する健康保険者等からの法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金の徴収に係る経理

二　法第七十一条の十五第一項各号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理

（予算の内容）

第三条　子ども・子育て支援納付金特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第八条第二項の規定による経費の指定

二　第九条第一項ただし書の規定による経費の指定

三　その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条　収入支出予算は、第二条第二項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予算の添付書類）

第六条　支払基金は、法第七十一条の十八前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付してこども家庭庁長官に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　その他当該予算の参考となる書類

2　支払基金は、法第七十一条の十八後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第七条　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　支払基金は、こども家庭庁長官の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　支払基金は、前項の承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をこども家庭庁長官に提出しなければならない。